

公 募 要 領

中部経済産業局総合庁舎において有償により飲食料自動販売機（飲料自動販売機のみを含む）を設置し、管理運営事業をする者の公募

中部経済産業局総務企画部会計課

令和5年11月

配付資料一覧

1. 公募要領
2. 【別添様式1】申請書
3. 【別添様式2】業務確約書
4. 【別添】業務確約内容
5. 【別添様式3】誓約書
6. 【別添様式4】役員名簿
7. 【資料1】国有財産使用許可書
8. 【資料2-1、2-2】設置場所
9. 【資料3】環境物品等の調達に関する基本方針(抜粋)
10. 【資料4】選定審査基準

公募要領

1. 公募の概要

中部経済産業局（以下、「当局」という。）では、名古屋市中区三の丸二丁目5番2号に所在する中部経済産業局総合庁舎において、同庁舎における職員及び来庁者等の利便性を確保するため、行政財産の使用許可により飲食料自動販売機（飲料自動販売機のみを含む。以下「自動販売機」という。）を設置し、管理運営事業をする者につき、以下の要領で募集することとする。

2. 設置施設の所在地及び名称

名古屋市中区三の丸二丁目5番2号 中部経済産業局総合庁舎

3. 設置条件

(1) 設置方法

国有財産法第18条第6項に基づく行政財産の使用許可により自動販売機を設置し、管理運営する。【資料1】

(2) 募集者数 1者

(3) 設置場所【資料2-1、2-2】

名古屋市中区三の丸二丁目5番2号
中部経済産業局総合庁舎 1階及び地下1階

(4) 使用面積等

提案者は、①及び②を使用するものとする。

① 1階 自動販売機 1台分及び空容器回収箱の面積

② 地下1階 売店床総面積37.193㎡のうち、設置する自動販売機及び空容器回収箱の面積

(5) 環境への配慮

自動販売機については、地球温暖化対策等を踏まえ、設置機種は省エネルギータイプのものとする。また、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和5年2月）」の基準に適合していること。【資料3】

(6) 使用許可期間

令和6年4月1日～令和7年3月31日

ただし、使用許可の更新を受けようとするときは、使用を許可された期間の満了2月前までに、所定の様式により中部経済産業局長に申請しなければならない。

自動販売機の設置、撤去等に要する期間は使用許可期間に含む。

(7) 事業者の負担する費用等

- ① 国有財産使用料
- ② 自動販売機の設置、移設及び撤去に係る費用。
- ③ 自動販売機設置に係る電力・通信配線工事及び個別メータの設置費用
- ④ 営業に必要な光熱水料及び電力・通信費
- ⑤ 設備の維持、補修経費
- ⑥ 本業務により発生する廃棄物処理に要する費用

注)・令和5年度の国有財産使用料実績額は、1平方メートルあたり

年額18,760円(消費税抜き)

- ・国有財産使用料は、国が算定する使用料以上で提案された使用料とする。また、提案された使用料が国が算定する使用料未満の場合は、令和6年度の国が算定する国有財産使用料とする。
- ・令和6年度の国が算定する国有財産使用料については、令和6年1月頃に確定する予定。

(8) 使用上の条件及び制限

- ① 営業日
原則として土、日、祝日及び閉庁日(12/29～1/3)を除く毎日とする。
- ② 営業時間
原則として、24時間使用可能とすること。
- ③ 販売商品(飲食料等)の種別
提案者からの提案内容を基本とするが、事業者選定後、当局と調整を行う。
- ④ 事業者は、原則として行政財産の使用許可に基づく権利を第三者に譲渡し、または名義貸し等をすることはできない。
- ⑤ 自動販売機に隣接した場所に、販売した商品から発生する全ての廃棄物の回収に必要な容量の空容器回収箱を設置し、その処分を行う。空容器回収箱の設置は、床の使用面積に応じ使用料を徴収する。
- ⑥ 商品の補充、メンテナンス、空容器回収箱の廃棄物の回収については、原則、毎日行うこと。
- ⑦ 自動販売機の商品と廃棄物の搬出入及びその方法については、当局担当職員と事業者で協議する。

(9) 使用許可の取消し又は変更

次の各号に該当する場合は、使用許可を取消し又は変更することがある。

- ① 国が使用財産を使用する必要性が生じたとき。
- ② 事業者が使用許可条件に違背したとき。

(10) 使用許可終了時の条件変更等

使用許可期間が満了したとき、又は前項により使用許可を取り消された場合は、事業者は直ちに自己の負担で使用財産を現状回復し返還すること。また、この場合事業者は当局に対し、一切の補償を請求することはできない。

4. 応募手続き等

申請書等の提出

設置を希望する者は、以下のとおり提出書類を(2)に提出すること。

なお、郵送及び郵送に準じる方法による場合は、書留など受付確認の出来る方法で郵送すること。

(1) 提出期限

令和5年12月15日(金) 正午まで(厳守)

(2) 提出先

〒460-8510

名古屋市中区三の丸二丁目5番2号

中部経済産業局総務企画部会計課 脇本、小野木

電話 052-951-0250(直通)

FAX 052-951-9798

メール bz1-qchbsb@meti.go.jp

(3) 提出書類

(i)申請書 1部【別添様式1】

(ii)企画提案書 12部(A4 10枚程度)

以下ア～タの事項については、必ず記載又は資料を添付すること。

作成に当たっては、日本語、A4判サイズで作成するものとし、様式、形式は任意とする。

また、図や写真を利用して、企画提案の内容をイメージしやすいものとする。

ア 運営全般・自動販売機の設置イメージ

イ 取扱商品(販売予定商品)

ウ 取扱商品の価格設定

エ 商品の供給体制(補充体制・頻度・商品の切り替え等)

オ 接客指導及びクレーム処理(自動販売機故障時の対応等)

- カ メンテナンス、アフターサービス
- キ 自動販売機の機種及び特徴
- ク 自動販売機の1ヶ月あたりの消費電力、省エネルギーに係る提案（1台あたり）
- ケ 環境対策に係る取り組み（廃棄物減量、環境・省エネ対策）
- コ 安全（衛生）管理体制（ゴミ箱の管理・清掃等を含む衛生管理）
- サ 営業所から本業務地までの所要時間
- シ 営業所の営業時間
- ス 自動販売機の設置実績（同種又は類似業務の実績の有無等）
- セ 賞罰
 - ・過去3年間の衛生管理に関して公的機関等から受けた優良表彰歴について
 - ・過去3年間の保健所からの指摘事項及び改善措置状況について
 - ・過去3年間の社会的信用失墜行為について
- ソ 1平方メートルあたりの国有財産使用料（1年間使用料、消費税除く）に係る提案
- タ その他（特に自社がアピールしたい事項等）

(iii) その他関係書類 各1部

公募に参加する者に必要な資格を確認するため、以下の関係書類を併せて提出すること。（関係書類の不備または参加資格がないと判断された場合は、企画提案書の審査は行わず無効とする。）

- 【法人】
 - a. 業務確約書【別添様式2】
 - b. 定款又はそれにかわるものの写し
 - c. 商業登記簿謄本（原本）（現に効力を有する部分のみ）
 - d. 直近3年の決算書（貸借対照表、損益計算書）
 - e. 納税証明書（その3の3（法人税、消費税及び地方消費税））
 - f. 会社概要（任意様式、パンフレット可）
 - g. 免許が必要な販売商品を取り扱う場合は当該免許の写し
※公的機関が発行する書類は、発行日から3ヶ月以内のもの
 - h. 誓約書【別添様式3】、役員名簿【別添様式4】
- 【個人】
 - a. 業務確約書【別添様式2】
 - b. 令和4年分の確定（修正）申告書（控）の写し
 - c. 令和4年分の青色申告決算書若しくは収支内訳書の写し
 - d. 納税証明書（その3の2（申告所得税、復興特別税、消費税及び地方消費税））
 - e. 履歴書（任意様式）
 - f. 会社概要（任意様式、パンフレット可）
 - g. 免許が必要な販売商品を取り扱う場合は当該免許の写し
※公的機関が発行する書類は、発行日から3ヶ月以内のもの
 - h. 誓約書【別添様式3】

(4) 注意事項

- ・企画提案書の提出は、説明会に参加した者に限るものとする。
- ・提出された企画提案書等は、選定審査後も返却しない。
- ・企画提案書の作成、提出及び本公募への応募にかかる費用は全て応募者の負担とする。
- ・本公募において知り得た一切の秘密は、当局の承諾を得ることなく他に漏らしてはならない。
- ・事業者は、自らが提出した企画提案書の内容に従って管理するものとする。ただし、諸事項の変化により当局が変更を求めた場合は、この限りではない。
- ・提出された企画提案書の内容を確認するため、必要に応じて個別にヒアリングを実施することがある。
- ・提出された企画提案書等は、本公募における事業者選定の目的以外に使用しないものとし、非公開とする。

5. 事業者の選定方法について

(1) 形式審査

前記3. 及び4. に基づかない申請書及び企画提案書であるときは失格とする。

(2) 適合審査

申請書及び企画提案書等から、以下のいずれか1つに該当すると認められる者は失格とする。

- ① 本事業に係る自動販売機を管理する能力及び経験を有していない。
- ② 国税を完納していない。
- ③ 経営状況及び信用度が著しく悪化している、又は適正な業務履行が確保されない。
- ④ 次のいずれかに該当する場合は、国有財産の使用許可を行わないものとする。
 - (i) 暴力団員が業務を統括する者又は従業員としていることが明らかになったとき。
 - (ii) 暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していることが明らかになったとき。

(3) 企画提案審査

企画提案書を【資料4】選定審査基準の評価の観点に基づき審査し、最も優秀な企画提案をした者を事業者として選定するものとする。

6. 公募に関する質問

質問は書面（FAXまたはメール）にて、4.（2）の提出先にて令和5年12月6日（水）正午まで受け付ける。

回答については、令和5年12月8日（金）までに行うこととするが、内容によっては公募の公平、公正性の確保の点から回答できない場合がある。

7. 採択事業者公表日

令和6年1月17日（水）予定

選定結果は、当局ホームページにより公表する。